

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針

平成29年（2017年）12月22日
第5回常任委員会決定
平成30年（2018年）7月18日
第7回常任委員会一部改正
令和元年（2019年）5月29日
第9回常任委員会一部改正

1 県が所掌する業務

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに当該計画の推進に必要な総合調整、市町が所管する業務への支援、連絡及び助言に関する業務。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務。

2 市町が所掌する業務

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに当該計画の推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務。

3 業務に要する経費

原則として、県・市町それぞれが負担する。

4 所掌業務及び経費負担の細目

県及び会場地市町の所掌業務及び経費負担の細目については、別に定める。